

東京 iCDC 運営委員会設置要綱

制定 令和2年8月25日2福保感計第100号

改定 令和2年10月1日2福保感計第248号

改定 令和5年7月1日5保医感調第8号

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症をはじめとする様々な感染症への対策強化に向け、感染症に関する政策立案、危機管理、調査・分析評価、情報収集・発信などの機能を一体的に担う拠点の運営について検討を行うため、東京 iCDC 運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、東京 iCDC の運営に係る検討に関することを所掌する。

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員のうちから互選によって定める。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者のほか、感染症に関し必要な識見を有する者のうちから、保健医療局長が指名する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総括する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

3 委員会又は第6条に定める部会に出席した者（ただし、別表に掲げる職にある者を除く。）に対し、都の基準により定める報酬を支払うことができる。

(部会)

第6条 委員長は、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、その部会の審議する事項について必要な識見を有する委員のうちから、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会長は委員長が指名する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健医療局感染症対策部調査・分析課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表

委員
副知事
総務局危機管理監
保健医療局長
福祉局長
保健医療局技監
保健医療局総務部長
保健医療局企画部長
保健医療局医療政策部長
保健医療局保健政策部長
保健医療局健康安全部長
保健医療局感染症対策部長
保健医療局感染症危機管理担当部長
保健医療局感染症対策調整担当部長
東京都健康安全研究センター所長